

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公表番号】特表2009-507510(P2009-507510A)

【公表日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-008

【出願番号】特願2008-530601(P2008-530601)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/18 (2006.01)

A 2 3 K 1/16 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/18 A

A 2 3 K 1/16 3 0 1 G

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月12日(2009.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

伴侶動物の認知能力を改善するために栄養補給食品の製造にロイシン、イソロイシンおよびバリンを使用する方法。

【請求項2】

前記ロイシン、イソロイシンおよびバリンが、遊離アミノ酸、該ロイシン、イソロイシンおよびバリンの1種類以上が豊富なペプチド、またはロイシン、イソロイシンおよびバリンが豊富な抽出物として提供されることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記栄養補給食品が犬のために提供されることを特徴とする請求項1または2記載の方法。

【請求項4】

前記栄養補給食品が精神的および肉体的能力を改善および/または維持するものであることを特徴とする請求項1から3いずれか1項記載の方法。

【請求項5】

前記栄養補給食品が老年の犬のために提供されることを特徴とする請求項1から4いずれか1項記載の方法。

【請求項6】

前記栄養補給食品が、粉末、ビスケット、スナックバー、キャンディー類、おやつ、キブル、ソース、トッピング、衣または錠剤として提供されることを特徴とする請求項1から5いずれか1項記載の方法。

【請求項7】

伴侶動物の認知能力を改善する方法であって、請求項1から6いずれか1項記載の栄養補給食品を、その必要のある動物に投与する工程を有してなる方法。

【請求項8】

ロイシン、イソロイシンおよびバリンを含むペット用栄養補給食品であって、粉末、ビスケット、スナックバー、キャンディー類、おやつ、キブル、ソース、トッピング、衣または錠剤であることを特徴とするペット用栄養補給食品。

【請求項 9】

犬のために提供されることを特徴とする請求項 8 記載のペット用栄養補給食品。

【請求項 10】

認知能力を改善または維持するのに使用されることを特徴とする請求項 8 または 9 記載のペット用栄養補給食品。

【請求項 11】

老年の犬のために提供されることを特徴とする請求項 8 から 10 いずれか 1 項記載のペット用栄養補給食品。

【請求項 12】

請求項 1 から 11 いずれか 1 項記載の栄養補給食品を製造する方法であって、ロイシン、イソロイシンおよびバリンを、該栄養補給食品の別の成分と混合する工程を有してなる方法。